

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より雇用保険の適用について改正が行われます。
今回はその改正のポイントを簡単に整理します。

① 65歳以降に入社した方も雇用保険に加入することになります

平成29年1月1日以降に新規に入社される65歳以上の方は入社日の属する月の翌月10日までに平成29年1月1日より前に既に雇用されている65歳以上の方は平成29年3月31日までに管轄のハローワークに資格取得届を提出する必要があります。

② 雇用保険料の徴収免除が廃止され、原則通りの徴収となります

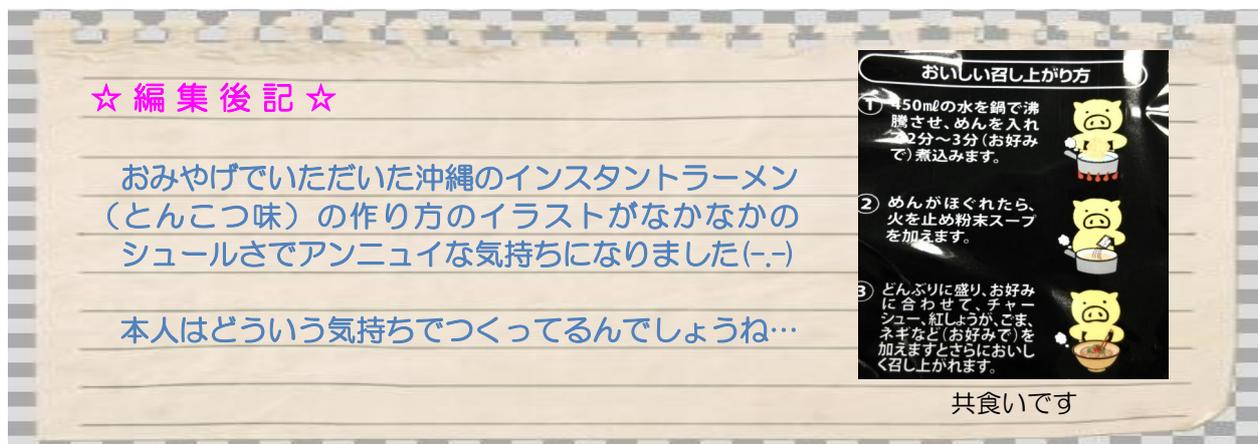
65歳以降で新規に入社された方は原則通り保険料が徴収されます。なお64歳前から継続して雇用されている方については64歳以降の保険料が免除となっていました。その方についても通常通りの徴収が行われます（ただし平成31年度分までは経過措置期間となっております）

③ 65歳以上の方も介護休業給付金、教育訓練給付金等の対象となります

☆ 詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください

雇用保険 適用拡大

検索



みらい労働法務事務所

〒530-0053
大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F
TEL：06-6809-5092
FAX：06-6809-5093
e-mail info@mirai-sr.com

-ホームページ-

みらい労働

検索



代表社会保険労務士
谷口 史晃